

交通遺児支援事業について

(交通遺児進学等支援金・交通遺児緊急一時金)

佐世保市では、篤志家から寄せられたご寄附を財源とする基金から、交通事故で亡くなられた方のご遺族である児童の健全な育成と福祉の増進を目的として、進学時などに支援金を支給する事業を行っています。

1 支給対象となる方

交通遺児の保護者で佐世保市内に住所を有する方

2 支給内容

種類	支給内容	支給額
交通遺児 進学等支援金	小学校、義務教育学校（前期課程）又は特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）に入学するとき、入学する年度の前年度に支給する。	交通遺児1人につき 50,000円
	中学校、中等教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）、特別支援学校中学部又はこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）に進学するとき、進学する年度の前年度に支給する。	交通遺児1人につき 100,000円
	中学校等を卒業するとき、卒業する年度に支給する。	交通遺児1人につき 150,000円
	高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校又はこれに準ずる学校（以下「高等学校等」という。）を卒業するとき、卒業する年度に支給する。	交通遺児1人につき 300,000円
交通遺児 緊急一時金	支給対象者が、支給を申請したときに支給する。ただし、交通遺児となった日から1年以内に申請のあったものに限る。	交通遺児1人につき 100,000円 (支給は1回に限る。)

3 支給を受けるには

(1) 支給対象の認定

給付を受けるためには、支給対象（交通遺児の保護者）の認定を受ける必要があります。支給認定のためには、次のような書類を提出していただく必要があります。

- ① 父母等が死亡したことを証する書類（死亡診断書など）
- ② 父母等の死亡原因が交通事故であることを証する書類（交通事故証明書など）
- ③ 交通遺児であることを証する書類（戸籍謄本など死亡した父母等と児童との親子関係が分かるもの）

(※佐世保市から交通遺児の入学・卒業祝金や福祉見舞金をすでに受けたことがある方は、新たに認定を受ける必要はありません)

(2) 支給申請

支給の認定を受けた方には、別途支給申請をしていただく必要があります。申請の時期については、市役所からお知らせします。

詳しくは、佐世保市役所 子ども支援課までお尋ねください。

〒857-0042 佐世保市高砂町 5-1 佐世保市役所子ども支援課

TEL 0956-24-1111 (内線 5432)



(QRコード)